

令和 8 年 8 月 3 日長崎市選挙管理委員会 会議録

- 1 会議日時 令和8年8月3日（月） 15時50分から16時30分まで
- 2 会議場所 長崎市役所5階 第1委員会室
- 3 出席委員 國弘達夫委員長、奥村修計委員、西田実伸委員、岩田純一委員
- 4 議事件名 第83号議案 選挙人名簿の抹消について（死亡）
第84号議案 選挙人名簿の抹消について（転出後4箇月経過）
第85号議案 選挙人名簿の抹消について（在外選挙人名簿への登録移転）
第86号議案 在外選挙人名簿の登録について
- 5 審議経過 以下のとおり（要点記録）

委員長	【15：50開会】 ただいまから、選挙管理委員会を開催する。
事務局	【第83号議案】選挙人名簿の抹消について（死亡） 公職選挙法第28条第1号の規定により、選挙人名簿に登録されている者のうち、393人については、死亡が確認されたので、選挙人名簿から抹消する。 抹消者（男 188人 女 205人 計 393人） 原案どおりとしてよいか。 異議なし。 （第83号議案可決）
委員長	
事務局	【第84号議案】選挙人名簿の抹消について（転出後4箇月経過） 公職選挙法第28条第2号の規定により、選挙人名簿に登録されている者のうち、2,856人については、本市の区域内に住所を有しなくなった日後4箇月を経過したことが確認されたので、選挙人名簿から抹消する。 抹消者（男 1,511人 女 1,345人 計 2,856人） 原案どおりとしてよいか。 異議なし。 （第84号議案可決）
委員長	
事務局	【第85号議案】選挙人名簿の抹消について（在外選挙人名簿への登録移転） 公職選挙法第28条第3号の規定により、選挙人名簿に登録されている者のうち、1名については、在外選挙人名簿に登録を移転するので、選挙人名簿から抹消する。 原案どおりとしてよいか。 異議なし。 （第85号議案可決）
委員長	

事 務 局	【第 8 6 号議案】 在外選挙人名簿の登録について 公職選挙法第 3 0 条の 6 第 1 項及び第 2 項の規定により、在外選挙人名簿に登録される資格を有する者からの申請を受理したので、在外選挙人名簿に登録する。 登録者 (男 2 人 女 3 人 計 5 人) 原案どおりとしてよいか。 異議なし。 (第 8 6 号議案可決)
委 員 長 委 員	
事 務 局	これをもって、選挙管理委員会を閉会する。 【 1 6 : 3 0 閉会】